

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成 18 年要綱第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により競争入札参加者資格審査申請書を提出のうえ、同要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき松山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 公告日から落札者の決定までの間に、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年要綱第 46 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 公告日から落札者の決定までの間に、市が行う事業所実態調査において、「事業所調査改善通知書」により、改善指導を受け、改善が確認される日までの者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 個別事項の表中「登録等」に掲げる業種について、登録（有効なものに限る。）をしている者であること。
- (7) 個別事項の表中「本店等所在地」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (8) 個別事項の表中「格付け業種」に掲げる業種（以下「格付け業種」という。）について、松山市建設工事等競争入札参加者の等級及び選定基準に関する要領第 3 条に基づき決定した等級、決定数値等が、個別事項の表中「格付け等級」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (9) 前年度又は前々年度に完了した本市発注（本市公営企業局発注を含む。以下同じ。）の格付け業種に係る業務がある場合は、前年度及び前々年度の 2 ヶ年度の業務成績評定点の平均点が 65 点未満の者でないこと。
- (10) 本市発注業務の完了検査において 60 点未満の成績評定点の通知を受けた者で、その通知を受けた日から起算して 2 ヶ月を経過していない者でないこと。ただし、当該規定の期間中の者が再び 60 点未満の成績評定点の通知を受けた場合は、既に当該規定の適用を受けている期間の残存期間に 4 ヶ月を合算した期間（12 ヶ月を超える場合は 12 ヶ月）を経過していない者でないこと。（公告日から開札日までの間に

該当する期間中の者でないこと。)

- (11) 平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した業務で、個別事項の表中「業務の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす業務の履行実績を有する者であること。

ただし、当該業務については、次のいずれかに該当する 1 件業務であること。

- ア 一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）又は一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（以下「パブディス」という。）に登録されたもののうち、業務が完了し引渡し完了したもので、登録内容確認書（完了登録）又は完了時業務カルテの写しを添付すること。

また、テクリス又はパブディスで業務実績の内容を確認できないものは、発注者の履行証明書等を合わせて添付すること。

- イ テクリス又はパブディスに登録がないものについては、業務が完了し引渡し完了したもので、業務委託契約書（当初及び変更後）の写し及び業務概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の履行証明書、図面等で完了時の業務概要、契約金額がわかるものを添付すること。

なお、当該履行実績が前々年度の 4 月 1 日以降に完了した本市発注の格付け業種に係るものにあつては、業務成績評定点が 65 点未満のものは、履行実績として認めない。

- (12) 次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置することができる者であること。

- ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

- イ 平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した業務で、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件を満たす業務に従事した経験（当該業務の履行期間の 2 分の 1 以上を占める従事経験に限る。）を有すること。

ただし、当該業務については、(11)ア、イのいずれかに該当する 1 件業務であること。

- ウ 管理技術者及び照査技術者の資格等を証する書類を添付すること。

- エ 公告日以前に申請者と恒常的な雇用関係にある者であること。

- (13) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

- ア 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

- イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

2 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、電子証明書（ＩＣカード）を取得し、松山市電子入札運用基準（平成19年10月1日制定）に定義するシステム（以下「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」という。）への利用者登録を完了したうえで、次の申請書類を提出しなければならない。
 - ア 入札参加資格審査申請書（第1号様式）
 - イ 入札参加資格審査資料（第2号様式及び第3号の2様式）
 - ウ イの添付資料
 - エ 入札参加資格確認資料（第7号様式）
 - オ 資本関係及び人的関係に係る状況届（第8号様式）
 - カ 会社更生法若しくは旧法の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の写しただし、オ、カは必要に応じ添付すること。
 - (2) 添付するファイルの容量は3MB以内に収めることとし、圧縮してもその容量が3MB以内に収まらない場合、又は、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、紙媒体により（1）の添付書類の一式を8（5）に掲げる場所に持参すること。添付書類一式を持参する場合、会社名及び委託名を記載した封筒に封入、封印し提出すること。

この場合は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」で入札参加資格審査申請をする際に、「提出書類等通知書」を添付すること。
 - (3) （1）の申請書類の提出期間及び提出方法
 - ア 提出期間
個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間
 - イ 提出方法
（1）の申請書類は、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出すること。ただし、やむを得ず紙入札による者にあつては、アの期間（個別事項中「システム稼働時間中」とあるのは「受付時間中」と読み替える。）に「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請又は8（5）に掲げる場所へ持参により、「紙入札方式参加申請書」を提出し承認を得たうえで（1）の申請書類を提出すること。申請書類一式は会社名及び委託名を記載した封筒に封入、封印し提出すること。
 - ウ 提出された（1）の申請書類は、返却しない。
- ## 3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) 入札参加資格審査申請をした者は、1 (1)、(2)、(3)、(9)、(10) に掲げる要件について、基本的な入札参加資格を有しているかどうかの確認を入札執行前に受けるものとする。
- (2) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、この入札に参加できない。
また、2 の申請を行わず、当該入札に参加しようとした者も同様とする。
- (3) 入札参加資格の通知
 - ア 「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」による場合
個別事項の表中「入札参加資格通知の日」に掲げる日までに「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。
 - イ 電子入札利用者登録済みの業者がやむを得ない理由により紙入札で参加する場合
個別事項の表中「入札参加資格通知の日」に掲げる日までに電話等で連絡する。

4 設計図書等の貸与及び閲覧

- (1) 貸与及び閲覧期間
個別事項の表中「設計図書等の貸与及び閲覧期間」に掲げる期間
- (2) 閲覧場所
「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」及び8 (5) に掲げる場所
- (3) 設計図書等については、設計図書等貸与申請書（様式1）を8 (5) に掲げる場所に提出した者に対して、当日（17時まで）に限り貸与する。
- (4) 「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」により設計図書等を閲覧する場合においては、設計図書等貸与申請書（様式1）の提出は不要とする。

5 設計図書等についての質問等

- (1) 提出期間
個別事項の表中「設計図書等についての質問提出期間」に掲げる期間
- (2) 提出方法
「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請、8 (5) に掲げる場所に持参又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 質問については、質疑応答書（第5号様式）によらなければならない。
- (4) (3) の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答」に掲げる日までに、「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」により公表する。
- (5) その他
現場説明は実施しない。

6 入札及び開札

(1) 入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 入札書の提出方法

原則として、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出すること。

ア 「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」による場合

「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により、入札金額及び電子くじ番号を入力の上、提出すること。ただし、「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」で入札参加申請を行った後に、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1) の期間（個別事項中「システム稼働時間中」とあるのは「受付時間中」と読み替える。）に「えひめ電子申請システム」によるオンライン申請又は 8（5）に掲げる場所へ持参により、「紙入札方式参加申請書」を提出し承認を得た後、イのとおりとする。

イ 電子入札利用者登録済みの業者がやむを得ない理由により紙入札で参加する場合

紙媒体により、個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時に「開札場所」に掲げる場所へ、電子くじ入力番号（任意の 3 桁の数字）を記載した「入札書（やむを得ず紙入札方式による場合）」を持参すること。なお、代理人が入札する場合には、入札書とあわせて委任状を提出しなければならない。

(3) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(4) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、最低応札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、一般競争実施要領（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づき審査し落札者を決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札参加者が 2 者以上あるときは、原則、電子くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。
- (3) 入札参加者のうち入札参加資格を満たしていないもの（入札参加申請書類等が不

備であった場合も含む。)が行った入札については失格とする。

- (4) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、「えひめ電子入札共同システム（入札情報公開システム）」において公表する。

8 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

(イ) 金融機関又は保証事業会社の保証の提供をもって契約保証の納付に代えることができる。

(ウ) 履行保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金の納付を免除する。ただし、損害保険会社の「公共工事履行保証」及び「履行保証保険」は「定額てん補」とする。なお、「履行保証保険」の場合「保険責任の始期および終期に関する特約条項」は付さないこと。

- (2) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者、2(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者、入札に関する条件に違反した者及び入札参加資格のあることを確認された者であっても入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において60点未満の業務成績評定点を受けている者のした入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

- (5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

- (6) その他

ア 添付書類等を「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出する場合は、最新のウィルスパターンを適用したウィルス対策ソフトにより、ウィルスに感染していないことを確認しておくこと。

イ 添付書類等を「えひめ電子入札共同システム（電子入札システム）」により提出する場合は、作成した添付書類を予め印刷し、表記内容を明瞭に視認できることを確認しておくこと。

ウ 松山市契約規則（平成 20 年規則第 11 号。）、一般競争入札実施要領、松山市建設工事等入札参加者心得等を確認し、入札に参加すること。